平成２６年（フ）第９号
埼玉県本庄市寿２丁目13―29　エトス８―102号室、住民票上の住所埼玉県本庄市寿２丁目２番20号
債務者　野口　尚弥
1　決定年月日時　平成26年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１９号
埼玉県行田市長野１丁目８番36号　小沢アパート２
債務者　中島　幸子
1　決定年月日時　平成26年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１９２号
千葉県旭市東足洗2043番地２　ドリーム旭202号
債務者　金澤　将希
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１５８号
新潟県長岡市寺泊野積1334番地
債務者　河野　進一
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第２２０号
新潟県柏崎市扇町３番81号
債務者　高橋　貴司
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第２２１号
新潟県十日町市関口樋口町108番地５、申立時の住所新潟県十日町市寅甲108番地５
債務者　岩﨑眞知子
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第２０号
岡山県総社市東阿曽1676番地１
債務者　水田　栄司
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第３号
熊本県菊池市原4789番地、前住所福岡県北九州市小倉南区北方３丁目70番10号
債務者　川上　英二
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部

平成２６年（フ）第４号
熊本県山鹿市南島1167番地　ル・カルフールＡ203
債務者　髙野　真次
1　決定年月日時　平成26年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前11時15分
熊本地方裁判所山鹿支部

平成２６年（フ）第２４号
北海道帯広市西24条南１丁目29番地96　道住５号棟106
債務者　浦瀧　千春
1　決定年月日時　平成26年２月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第２３１９号
神奈川県茅ヶ崎市旭が丘９番24号　アクセス旭が丘207
債務者　村田　　優
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３８号
横浜市港南区上大岡東１丁目15番39号　アーバンヴィレッジ上大岡102
債務者　谷口　祐一
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５９号
神奈川県海老名市東柏ケ谷１丁目13番27号　リラさがみ野202
債務者　浮田　茂樹
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４３号
栃木県鹿沼市日吉町632番地19、前住所栃木県日光市木和田島1568番地50　ディアコートＣ２
債務者　福田　大輔
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２０７号
沖縄県沖縄市美原４丁目２番12号　メゾン木乃実102
債務者　安森　盛貞
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第５号
沖縄県宜野湾市新城１丁目20番６―206号　又吉アパート
債務者　饒平名香織里
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部